

# 湘南学院後援会会則

- 第一条 この会は、湘南学院後援会とよび、事務所を横須賀市佐原二丁目二番二十号に置く。
- 第二条 この会は、湘南学院の生徒の教育充実を図るため後援することを目的とし、この趣旨の賛同者をもって組織する
- 第三条 この会に下記の役員を置き、任期は3年とする。但し、再任を妨げないが、会長職は二期までとする。
- (1) 会長 1名 この会を代表し会務を統括する。
  - (2) 副会長 5名以内 会長を補佐し、会長に事故あったときは、その任務を代行する。
  - (3) 事務局長 1名 事務局の責任者として庶務全般を統括する。
  - (4) 理事 5名以内 会務を審議する。
  - (5) 会計 2名 経理の出納を掌り、監事の監査を経て、当該年度決算報告をする。
  - (6) 監事 2名 会計を監査する。
- 二項 この会に庶務全般を処理する事務局を置き、事務局員を若干名配置する。
- 第四条 この会に顧問を置くことができる。
- 第五条 会長・副会長・事務局長・理事・会計は総会において選出する。
- 二項 監事は会長が委嘱する。
- 第六条 本会の会員は、一般会員・特別会員・賛助会員とする。
- (1) 一般会員は、本会の趣旨に賛同する個人会員とする。
  - (2) 特別会員は、本会の趣旨に賛同する団体及び企業会員とする。
  - (3) 賛助会員は、個人、団体及び企業とする。但し総会の議決権は有しない。
- 二項 会員の加入及び退会承認は会長に委嘱する。
- 第七条 定期総会は年1回とし、一般会員及び特別会員をもって構成する。
- 臨時の総会は会長が必要と認めたとき会長が招集する。
- 二項 総会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 第八条 役員会は、随時開催する。

第九条 総会の定足数は、一般会員・特別会員の3分の1以上とする。但し、委任状をもってこれに代えることができる。

第十条 役員会は、過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。

第十一条 この会の経費は、会費及び寄付をもって充てる。

第十二条 一般会員の会費は、年額1口千円以上とする。特別会員の会費は、年額1口1万円以上とする。  
会費の徴収方法は下記細則の通りとする。

第十三条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第十四条 事務執行に必要な細則は別に定める。

第十五条 会則の改正は、総会の承認を要する。

第十六条 本会の設立及びこの会則は、平成3年6月4日より実施する。

- (2) この会則は、平成5年5月21日より実施する。
- (3) この会則は、平成12年5月30日より実施する。
- (4) この会則は、平成13年5月23日より実施する
- (5) この会則は、平成20年4月1日より実施する。
- (6) この会則は、平成26年7月3日より実施する。
- (7) この会則は、平成28年5月30日より実施する。